

2017年 競技車両規則、選手権規定およびカレンダーの制定等について

JAFモータースポーツ審議会（7月28日開催）の審議結果に基づき、2017年に適用する国内競技車両規則（4輪・カート）、日本選手権規定（4輪・カート）等の制定、関連規則の一部改正、国際スポーツカレンダー登録および全日本選手権カレンダー（ジムカーナ／ダートトライアル）等を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

	(ページ)
1. 2017年 JAF国内競技車両規則の制定（改正概要）	2
2. 2017年 日本レース選手権規定	15
3. 2017年 日本ラリー選手権規定	23
4. 2017年 JAF国内カート競技車両規則（改正概要）	31
5. 2017年 日本カート選手権規定	33
6. JAFスポーツ資格登録規定の一部改正	44
7. 2017年 FIA国際スポーツカレンダー登録申請一覧	45
8. 2017年 全日本ジムカーナ選手権カレンダー	47
9. 2017年 JAFカップオールジャパンジムカーナカレンダー	47
10. 2017年 全日本ダートトライアル選手権カレンダー	48
11. 2017年 JAFカップオールジャパンドアートトライアルカレンダー	48

お知らせ

- (1) 2017年 全日本ラリー選手権カレンダー登録申請に係る説明会の開催について …… 49
- (2) 2017年 全日本カート選手権カレンダー登録申請に係る説明会の開催について …… 49

以上



一般社団法人

日本自動車連盟

モータースポーツ部

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30

日本自動車会館13階 TEL:03-3578-4936

2017年JAF国内競技車両規則の制定（改正概要）

*年号の修正については省略

I 第1編 レース車両規定：

第1章 車両の分類

1. 第2条「国際競技車両」の「部門Ⅰ」に以下を追加する。

グループE-I：フリーフォーミュラレーシングカー

2. 第2条「国際競技車両」の「部門Ⅱ」を以下の通り改める。

(略)

グループE-II：フリーフォーミュラレーシングカー

第2章 レース車両の排気音量規制

改正なし。

第3章 公認車両および登録車両に関する一般規定

改正なし。

第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定

改正なし。

第5章 量産ツーリングカー（N1）

改正なし。

第6章 特殊ツーリングカー（N2）

改正なし。

第7章 グランドツーリングカー300

第1節 グランドツーリングカー300（JAF-GT300）

1. 第3条3.3.7) 10) を以下の通り改める。

以下を満たすスキッドブロック及びスペーサーを前後それぞれ1つずつ装着しなければならない。

(1) スキッドブロックおよびスペーサー

<スキッドブロック>

- ① 比重は1.3～1.45の間とする。
- ② 寸法は、長さ（車両前後方向）300mm、公差±2mm、幅（車両左右方向）は200mm、公差±2mm。
- ③ 厚さは10mmで公差は±2mm。

- ④ 新しい場合は一定の厚さであること。
- ⑤ 最少30度の角度で外縁の加工が認められる。
- ⑥ M8サイズ以上のボルトを用いて、1枚当たり最低4か所でスペーサーに締結され、スペーサー、スキッドブロック、フラットボトム面の間に、かつ各々の構成の間に空気を通さぬよう、車両前後方向中心線に対して左右対称に取り付けること。
- ⑦ スキッドブロックの使用後の適合性を確認するために、図7-7に示す位置に直径50mm(±2mm)の2つの穴を各々のスキッドブロックに開けなければならない。測定はスキッドブロックに開けられた穴の周囲のみで行われ、すべての穴において、その円周上1箇所でも8mm以上の厚さを有していること。

<スペーサー>

- ⑧ 最小厚さ5mmを有し、最少30度の範囲で外縁の加工が認められる。なお前部スキッドブロックの前端から前車輪軸中心までの間、後部スキッドブロックの前端から前方に200mmの間で延長が認められる。延長した場合の形状は自由であるが、路面等に接触した場合でも脱落しない取付でなければならない。
- ⑨ スペーサーは均一の幅で前後のスキッドブロック間を最大3分割までの範囲で繋げることが認められる。分割にて取り付ける場合、各々の隙間は2mm以下でなければならない。また、スキッドブロック間で下面視で見える面は平面でなければならない、いかなる空力的形状も有してはならない。

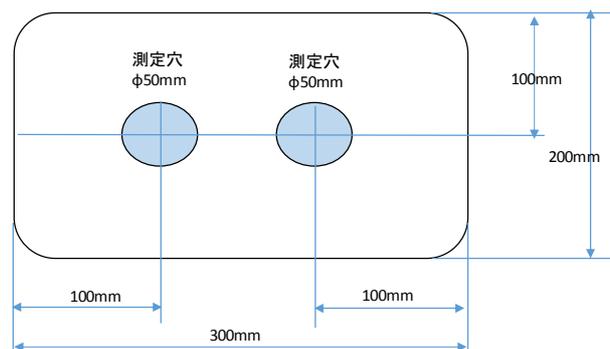


図7-7 スキッドブロック各寸法

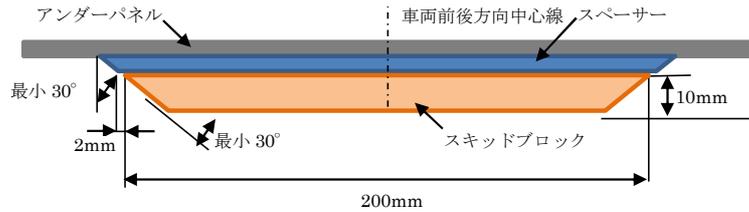


図 7-8 スキッドブロックおよびスペーサー詳細寸法

(2) スキッドブロックの取り付け位置

- ⑩ スキッドブロックは下記位置に取り付けられなければならない。
- ・フロントスキッドブロックは、その前端が前車輪軸から後方 500mm (公差 +0mm、-5mm) で、スキッドブロックの左右中心線と車両の前後方向中心線が一致 (公差 ±2mm) してなければならない。
 - ・リアスキッドブロックは、その後端が後車輪軸と一致 (公差 +5mm、-0mm) して、スキッドブロックの左右中心線と車両の前後方向中心線が一致 (公差 ±2mm) してなければならない。

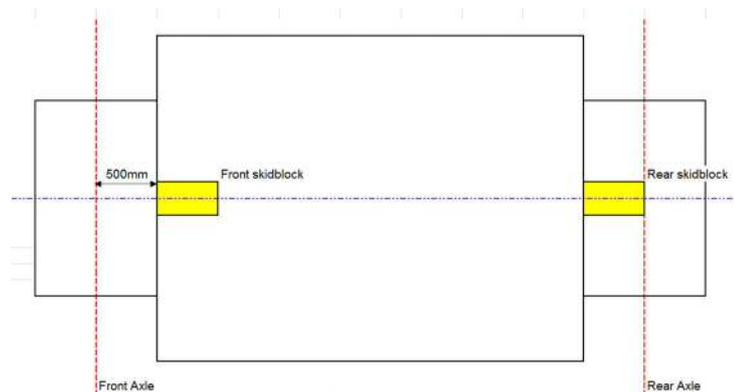


図 7-9 スキッドブロック取り付け位置

2. 別表 2「最低重量とエアリストラクター」を以下の通り改める。

気筒容積区分 (cc)	数	最低重量区分 (kg)		
		1,100	1,150	1,200
≤ 2,000cc		装着免除		
2,000cc < ≤ 2,500cc	1	42.90	43.77	44.66
	2	<u>30.33</u>	<u>30.95</u>	<u>31.58</u>
2,500cc < ≤ 3,000cc	1	41.43	42.28	43.13
	2	<u>29.30</u>	<u>29.90</u>	<u>30.50</u>
3,000cc < ≤ 3,500cc	1	40.49	41.31	42.15
	2	<u>28.63</u>	<u>29.21</u>	<u>29.80</u>
3,500cc < ≤ 4,000cc	1	39.86	40.67	41.50
	2	<u>28.19</u>	<u>28.76</u>	<u>29.34</u>

4,000cc< ≤ 4,500cc	1	39.45	40.25	41.06
	2	<u>27.90</u>	<u>28.46</u>	<u>29.03</u>
4,500cc< ≤ 5,000cc	1	39.03	39.82	40.63
	2	<u>27.60</u>	<u>28.16</u>	<u>28.73</u>
5,000cc< ≤ 5,500cc	1	38.71	39.50	40.30
	2	<u>27.37</u>	<u>27.93</u>	<u>28.50</u>
5,500cc<	1	38.30	39.07	39.87
	2	<u>27.08</u>	<u>27.63</u>	<u>28.19</u>

*過給装置付きエンジンは、気筒容積に係数1.7を乗じ、それによって得られた値に相当する区分のテーブルが適用される。

第2節 グランドツーリングカー300マザーシャシー（JAF-GT300MC）

1. 第3条 3.3.5.1)「車体（モノコック構造体）」を以下の通り改める。

車室部分はJAFによって認められたモノコックおよびロールケージの使用が義務付けられる。

モノコックは、JAFが認めた場合に限り、加工が認められる。

ロールケージに対する加工は一切認められない。

2. 第3条 3.3.7) 7) を以下の通り改める。

以下を満たすスキッドブロック及びスペーサーを前後それぞれ1つずつ装着しなければならない。

(1) スキッドブロックおよびスペーサー

<スキッドブロック>

①比重は1.3～1.45の間とする。

②寸法は、長さ（車両前後方向）300mm、公差±2mm、幅（車両左右方向）は200mm、公差±2mm。

③厚さは10mmで公差は±2mm。

④新しい場合は一定の厚さであること。

⑤最少30度の角度で外縁の加工が認められる。

⑥M8サイズ以上のボルトを用いて、1枚当たり最低4か所でスペーサーに締結され、スペーサー、スキッドブロック、フラットボトム面の間に、かつ各々の構成の間に空気を通さぬよう、車両前後方向中心線に対して左右対称に取り付けること。

⑦スキッドブロックの使用後の適合性を確認するために、図6に示される位置に直径50mm（±2mm）の2つの穴を各々のスキッドブロックに開けなければならない。測定はスキッドブロックに開けられた穴の周囲のみで行われ、すべての穴において、その円周上1箇所でも8mm以上の厚さを有していること。

<スペーサー>

- ⑧ 最小厚さ 5 mm を有し、最少 30 度の範囲で外縁の加工が認められる。なお前部スキッドブロックの前端から前車輪軸中心までの間、後部スキッドブロックの前端から前方に 200 mm の間で延長が認められる。延長した場合の形状は自由であるが、路面等に接触した場合でも脱落しない取付でなければならない。
- ⑨ スペーサーは均一の幅で前後のスキッドブロック間を最大 3 分割までの範囲で繋げることが認められる。分割にて取り付ける場合、各々の隙間は 2 mm 以下でなければならない。また、スキッドブロック間で下面視で見える面は平面でなければならない、いかなる空力的形状も有してはならない。

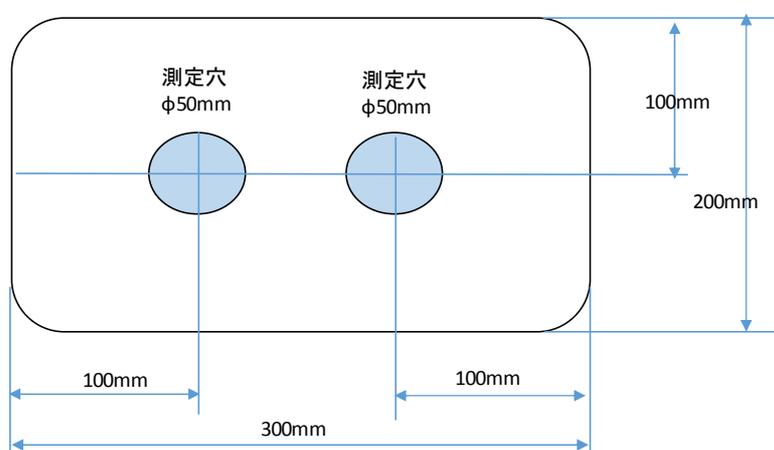


図 6 スキッドブロック各寸法

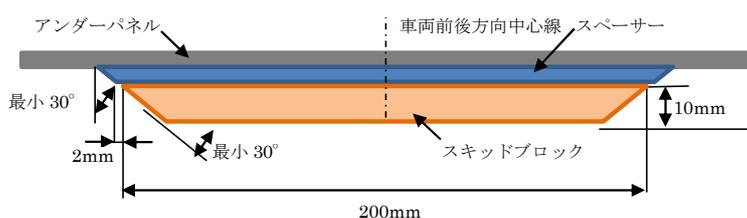


図 7 スキッドブロックおよびスペーサー詳細寸法

(2) スキッドブロックの取り付け位置

- ⑩ スキッドブロックは下記位置に取り付けられなければならない。
- ・ フロントスキッドブロックは、その前端が前車輪軸から後方 500 mm (公差 + 0 mm、- 5 mm) で、スキッドブロックの左右中心線と車両の前後方向中心線が一致 (公差 ± 2 mm) してなければならない。
 - ・ リアスキッドブロックは、その後端が後車輪軸と一致 (公差 + 5 mm、- 0 mm) して、スキッドブロックの左右中心線と車両の前後

方向中心線が一致（公差±2mm）してなければならない。

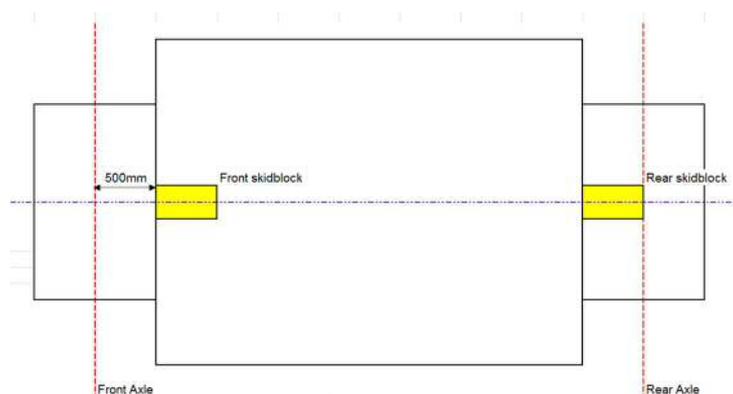


図8 スキッドブロック取り付け位置

3. 第5条5.7)「排気系統」を以下の通り改める。

JAFによって認められたエキゾーストシステムの使用が義務付けられる。すべての排気ガスが通過する、少なくとも1つの触媒装置が設置されなければならない。触媒装置はJAFに申請し承認されなければならない。当該触媒装置を使用して初めて参加する競技会の2か月前までに申請しなければならない。

いかなる可変排気装置も禁止される。

側方排気車両の排気管の高さは次の通り：

- 1) 最低高：排気口の最低点は最低地上高を確保しなければならない。
- 2) 最大高：排気口の最高点はフラットボトム底面から300mm上方を通過する平行面より高くなってはならない。

4. 第5条5.8)を以下の通り追加する。

5. 8) エンジンコントロールユニット (ECU)

JAFによって認められたエンジンコントロールユニット (ECU)の使用が義務付けられる。

5. 第9条9.8)「ステアリング」を以下の通り改める。

ステアリングホイールと操向装置（ステアリングギアボックス、リンク）と操向車輪とは、唯一機械的に連結されていなければならない。

JAFによって認められたステアリングギアボックス、パワーステアリング (EPS)、パワーステアリングコントロールユニット (EPS ECU)の使用が義務付けられる。

ステアリングホイールの形状は自由。クイックリリースシステムを備えていなければならない。その方式はステアリングコラム上に配置された同心円状のフランジを引く方法によるものでなければならない。

衝撃吸収装置付きステアリングコラムの設置を推奨する。

6. 別表2「最低重量とエアリストリクター」を以下の通り改める。

気筒容積区分 (c c)	数	最低重量区分 (k g)		
		1,100	1,150	1,200
≦ 2,000cc	装着免除			
2,000cc < ≦ 2,500cc	1	42.90	43.77	44.66
	2	<u>30.33</u>	<u>30.95</u>	<u>31.58</u>
2,500cc < ≦ 3,000cc	1	41.43	42.28	43.13
	2	<u>29.30</u>	<u>29.90</u>	<u>30.50</u>
3,000cc < ≦ 3,500cc	1	40.49	41.31	42.15
	2	<u>28.63</u>	<u>29.21</u>	<u>29.80</u>
3,500cc < ≦ 4,000cc	1	39.86	40.67	41.50
	2	<u>28.19</u>	<u>28.76</u>	<u>29.34</u>
4,000cc < ≦ 4,500cc	1	39.45	40.25	41.06
	2	<u>27.90</u>	<u>28.46</u>	<u>29.03</u>
4,500cc < ≦ 5,000cc	1	39.03	39.82	40.63
	2	<u>27.60</u>	<u>28.16</u>	<u>28.73</u>
5,000cc < ≦ 5,500cc	1	38.71	39.50	40.30
	2	<u>27.37</u>	<u>27.93</u>	<u>28.50</u>
5,500cc <	1	38.30	39.07	39.87
	2	<u>27.08</u>	<u>27.63</u>	<u>28.19</u>

* 過給装置付きエンジンは、気筒容積に係数1.7を乗じ、それによって得られた値に相当する区分のテーブルが適用される。

第 8 章 グランドツーリングカー 5 0 0 (JAF-GT500)

1. 第 3 条 3.1.3) を以下の通り改める。

フロントスプリッターを含む車両の全長は最大で 4,725mm とする。

(リアウィングおよびリアウィングサポートは含まれない。)

2. 第 3 条 3.2.2) 「その他のウインドウ」を以下の通り改める。

- 1) 取り付け位置、形状に変更がなければ車室内を透視することができるポリカーボネイトに交換してもよい。

なお、リアウィンドウおよびリアクォーターウィンドウは不透明な複合材料に変更されることも認められるが、当初のウインドウの形状が明確に判別できなければならない。

ただし、ポリカーボネイトを用いる場合、板厚はサイドウィンドウで 2.8mm 以上、リアウィンドウで 3.8mm 以上の厚さを有しなければならない。

複合材料の場合、板厚は 0.4mm 以上、3mm 以下の厚さを有しなければならない。

ク)と操向車輪とは、唯一機械的に連結されていなければならない。

ステアリングギアボックスおよびステアリング・コラムシャフトは、JAFの指定するものを使用しなければならない。

8. 第10条 10.3)「ブレーキの冷却」から以下の下線部を削除する。

空気による冷却および水噴射による冷却以外、いかなる物質の噴射、噴霧による方法も禁止される。

(略)

第9章 競技専用車両（ナショナルフォーミュラ）に関する定義

改正なし。

第10章 スーパーFJ（S-FJ）

1. 第4条 4.3)「最大容積」を以下の通り改める。

1,500cc を含み 1,500cc までとする。

2. 第4条 4.12)「潤滑系統」を以下の通り改める。(標題と条文の変更)

4. 1 2) 点火プラグ

自由。

3. 第4条から以下を削除する。(以下条文番号を繰り上げ)

4. 1 7) バルブスプリング

いかなる他のものとも交換が許される。ただし、製造者の定めた数を変更してはならず、当初の取り付け部を変更することなく取り付けられること。バルブスプリング調整用のスプリングシートの取り付けは許される。

4. 1 8) シリンダーブロック

ボーリング、ホーニングの加工のみ許される。

4. 1 9) シリンダーヘッド

面削は平面研磨に限り 1 mm まで許される。

4. 2 0) 調整・仕上げ

クランクシャフト、ピストン、ピストンピンのバランス取りのみ許される。

4. 第11条 11.7)「ヘッドレスト・サイドパッド」から以下の下線部を削除する。

(略)

衝撃吸収材は、FIAが指定した CONFOR Form CF45(Blue)、またはそれと同等の性能を有すると JAF が認めた材質でなければならない。

(略)

第11章 フォーミュラ4（F4）

改正なし

第12章 スーパーフォーミュラ (SF)

1. 第1条 1.4)「適合車両」を以下の通り改める。
 1. 4. 1) 本規定の以下の条項に合致した車両で、J A Fが認めたスーパーフォーミュラ (SF) 車両供給者から供給される車両。
 1. 4. 2) 本規定で個別に認められた改造、および、スーパーフォーミュラ (SF) 車両供給者が指定した改造以外にいかなる改造も許されない。
 1. 4. 3) シャシーの一部として取替えが可能な部品は、本規則で個別に認められているものを除き、すべてスーパーフォーミュラ (SF) 車両供給者が供給するものに限られる。
2. 第2条 2.4)「全幅」を以下の通り改める。

車体の全幅は、操舵される車輪を直進方向に向け、タイヤを除いて計測され
1,910mm を超えてはならない。
3. 第3条 3.1)「最低重量」を以下の通り改める。

車両重量は660kg未満であってはならない。
4. 第11条 11.2.2)を以下の通り改める。

コンプライトホイールの幅と直径の測定は、1.4barに膨張させた新しいタイヤを装着し、ホイールを垂直位置に保った状態で車軸の高さで水平に行われる。

第13章 リブレ (その他の車両) (NE)

改正なし。

II 第2編 ラリー車両規定:

1. 第1章第2条 2.1)「ラリーRR車両 (RR車両)」を以下の通り改める。

F I AによりグループR (R1~R3)として公認された車両 (公認有効期限後5年を経過していない車両を含む)で、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号)に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標)を有する車両。
2. 第1章第7条「最低重量」の7.4)を以下の通り改める。

R P N車両、R F車両およびA E車両についてはカタログに記載された車両重量から当該車両の燃料タンク容量に比重0.74を乗じた値 (小数点以下切り捨て)を減じ、これに安全装備 (ロールケージ等)の重量として35kgを加えた値とする。ただし、本章第5条に従い換算した後の気筒容積が2,000cc以下のR F車両については、上記35kgを加えない値とする。

同一車両型式に複数の車両重量が設定されている場合は、その最小値を当該車両の車両重量として適用する。また、同一車両型式に過給器付と過給器なしの両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量

の最小値を適用する。

3. 第2章第4条4.2.4) ③に以下を追加する。

(略)

特殊な場合：

非鋼鉄製のボディシエル／シャシーの場合、ケージとボディシエル／シャシーとの溶接は一切禁止され、ボディシエル／シャシー上に補強板を接着することのみ許される。

4. 第2章第6条「けん引用穴あきブラケット」を以下の通り改める。

車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取り付けられていなければならない。また、これらは明確に視認でき、黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗装されていること。

金属製のけん引用穴あきブラケットは下記の要件を満たすこと。

①材質は、スチール製でなければならない。

②最小内径：50mm

③内径の角部はRを付けて滑らかにすること。

④板製の場合、最小断面積（取り付け部分も含む）：1cm²

⑤丸棒の場合、最小直径：φ10以上。

なお、可倒式、および上記②を満たすケーブルフープ式も許される。

III 第3編 スピード車両規定：

1. 第1章の第5条「改造の定義」と第6条「車両の改造」を統合して以下の通り改める。（以下条文番号を繰り下げ）

第5条 車両の改造

本条5.1)～5.5)に基づく第2章～第8章および第10章の一般改造規定に従った作業。

なお、第2章～第7章および第10章における当該車両について分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置または連結装置を取外して行う車両の整備または改造であって道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第3条で定めるものをいう。）をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならない。ただし、分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りではない。

5.1) 修正加工 (略)

5.2) 交換 (略)

5.3) 追加 (略)

5.4) 変更 (略)

5.5) 調整 (略)

2. 第2章「スピードP車両規定」第1条「安全規定」1.3) 7)「ロールバーの車体への最少取付け点数」に以下を追加する。

(略)

⑥非鋼鉄製の車体の場合、車体上に補強板を接着することのみ許される。

3. 第3章「スピードP N車両規定」第1条「安全規定」1.3) 7)「ロールバーの車体への最少取付け点数」に以下を追加する。

(略)

⑥非鋼鉄製の車体の場合、車体上に補強板を接着することのみ許される。

4. 第4章「スピードN車両規定」第1条「安全規定」1.4) 7)「ロールバーの車体への最少取付け点数」に以下を追加する。

(略)

⑥非鋼鉄製の車体の場合、車体上に補強板を接着することのみ許される。

5. 第5章「スピードS A車両規定」第1条「安全規定」1.4) 7)「ロールバーの車体への最少取付け点数」に以下を追加する。

(略)

④非鋼鉄製の車体の場合、車体上に補強板を接着することのみ許される。

6. 第9章「スピードA E車両規定」第1条「安全規定」1.3) 7)「ロールバーの車体への最少取付け点数」に以下を追加する。

(略)

⑥非鋼鉄製の車体の場合、車体上に補強板を接着することのみ許される。

IV 第4編 付則：

S - F J 車両規定の競技会用実施細則

1. 1. 「エンジン」(1)「エンジンおよび補機の改造限度」の以下の下線部を削除する。

エンジンおよび補機については次の各項目以外の改造、加工、修正を禁止する。

①シリンダーブロック：

シリンダーブロックは、ボーリング、ホーニング加工のみ許される。

ボーリングは、0.25mmまで許される。

②シリンダーヘッド：

シリンダーヘッドの平面研磨は1mmまで許される。

③フロントカバー：

シリンダーヘッドの平面研磨による段差の修正、および取り付け穴の加工は許される。

④カムタイミングプーリー：

カムタイミングプーリーの加工は許される。

⑤ピストン、ピストンピン、ピストンリング：

基本的にバランス取り以外の加工は禁止とし、1個以上未加工品があること。

ただし、ピストントップについては、ヘッド面研によって生じるピストントップとヘッドおよびピストンとバルブの干渉を避けるためのピストントップのみの追加加工は4気筒共に許される。

⑥コンロッド：

バランス取り以外の加工は禁止。1個以上未加工品であること。

⑦クランクシャフト：

バランス取り以外の加工は禁止。

⑧バルブシート：

修正研磨は許される。また、シートリングとポートの段付修正はポート側、シートリング側ともに接合面から5mmまでの範囲で加工が許される。

⑨オイルパン：

バッフル加工およびオイル戻し加工、油温計の取り付け加工は許される。

以上

2017年 日本レース選手権規定

第1章 総則

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、2017年（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。

第2条 選手権の区分

日本レース選手権は次の通り区分する。

1. 全日本選手権
2. 地方選手権

地方選手権の呼称は、1サーキットで1シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名を付し、また、複数のサーキットで1シリーズを構成するものについては当該地方名を付する。

第3条 選手権の構成

1. 全日本選手権

全日本選手権は、次の2部門で構成される。

- 1) 全日本スーパーフォーミュラ選手権（以下「SF」という。）
ドライバーおよびチームに選手権を与える。
- 2) 全日本フォーミュラ3選手権（以下「F3」という。）
ドライバー、チームおよびエンジンチューナーに選手権を与える。

2. 地方選手権

地方選手権は、次の4部門で構成される。1)、3) および4) は、国内スポーツカレンダー登録規定の別表による地域別にドライバーに選手権を与える。2) は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。

- 1) フォーミュラ4地方選手権（以下「F4」という。）
- 2) FIA-フォーミュラ4地方選手権（以下「FIA-F4」という。）
- 3) スーパーFJ地方選手権（以下「S-FJ」という。）
- 4) ツーリングカー地方選手権（以下「ツーリングカー」という。）

ツーリングカーは、各オーガナイザーにより任意に最大5クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。

ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

区 分	部 門	1 ヒートの競技		2 ヒート以上の競技		
		最 短	最 長	1 ヒートの距離		合 計
				最 短	最 長	最 長
全日本 選手権	S F	110 km	300 km	75 km	180 km	300 km
	F 3	65 km	100 km	65 km	75 km	150 km
地 方 選手権	F 4	30 km	100 km	45 km	75 km	150 km
	FIA-F4	30 km	30 分 又は 100 km	—	—	—
	S-FJ	30 km	100 km	25 km	75 km	150 km
	ツーリングカー	30 km	100 km	—	—	—

2. 競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前迄に当初のレース距離を短縮することができる。

短縮された距離が前項に定める最短走行距離に満たない場合でも、選手権レースとして認定される。

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。

ただし、F I A - F 4 は、7 回以上開催されなければ成立しない。

2. 各部門のレースは、5 台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。

ツーリングカー地方選手権は、当該クラスが5 台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。

3. 不可抗力によりレースが中止された場合の取り扱いは次の通りとする。

- 1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。

- 2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行した距離が当初のレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。

- 3) 先頭車両が当初のレース距離の75%以上を走行した後でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。

4. 前条2項により当初のレース距離が短縮された場合、前項の2) および3) の75%の計算は短縮された距離に基づく。

第6条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のレースには、次の規則、規定が適用される。
 - 1) 国際モータースポーツ競技規則およびその付則
 - 2) 国内競技規則およびその付則
 - 3) 本選手権規定
 - 4) 競技会特別規則
2. 全日本選手権のレースには、前項の規則、規定のほか、各部門毎に別に定める次の統一規則が適用される。
 - 1) 全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則
 - 2) 全日本フォーミュラ3選手権統一規則

第7条 競技の格式および認定

1. 全日本選手権および地方選手権は、自動車競技の組織に関する規定第3条「競技会」に従った格式の競技とする。
2. 全日本選手権または地方選手権のレースとして申請されたものの中からJAFが認定したレースのみが、選手権タイトルの使用を許される。
3. JAFは、レース終了後、選手権レースとしての要件を満たさなかったと判断したレースを選手権から除外し、そのレースからタイトルを取り消すことがある。

第8条 選手権の登録申請

日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事項を記載しJAFに申請書を提出すること。

なお、FIA-F4については、FIAライセンス協定に基づきJAFが認めたプロモーターまたはオーガナイザーがJAFに申請書を提出する。

1. 選手権レースの開催月日、区分、部門
2. 開催場所、1周の距離
3. レースの走行距離（周回数）
4. その他、必要記載事項

第9条 組織許可

日本レース選手権として認定されカレンダー登録が認められたレースのオーガナイザーは、下記の期日までに所定の書式により当該レースの組織許可申請書をJAFに提出しなければならない。

- 1) 全日本選手権（国際格式） : 開催日の4ヶ月前
- 2) " (国内格式) : 開催日の3ヶ月前

3) 地方選手権 : 開催日の2ヶ月前

第10条 日本レース選手権の公示

J A Fは、各年度の初めまでに日本レース選手権として認定したレースを公示する。

第11条 日本レース選手権の延期、中止、非開催

1. 日本レース選手権として認定されたレースの開催を延期し、または開催が不能となった場合、当該レースのオーガナイザーは、その開催予定日の2ヶ月前までに、その理由を付してJ A Fに届け出を行い承認を得た上、必要な公示を行わなければならない。
2. 日本レース選手権として認定されたレースを、正当な理由なく、中止または開催しなかったオーガナイザーは、次年度の選手権レースの開催を認められない。

第12条 賞の授与

J A Fは、第17条および第21条に定める得点基準に基づき、選手権の各部門の最高得点者をその部門の日本レース選手権保持者として認定し、「J A Fモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第13条 規則違反

1. J A Fは、日本レース選手権に適用される規則または規定に重大な違反を犯した者を選手権から除外することがある。
2. J A Fは、競技会審査委員会により国内競技車両規則違反に起因する失格を宣告された者が当該年度に獲得した選手権得点を遡及して無効とすることがある。

第14条 本規定の特例

やむを得ない事情により本選手権規定を適用できない場合、J A Fがその処置を決定する。

第2章 全日本選手権

第15条 参加車両

選手権に参加できる車両は、部門毎の選手権統一規則にこれを定める。

第16条 ドライバーの参加資格

1. S F
国際競技運転者許可証B以上の所持者が参加できる。

2. F 3

国内競技運転者許可証A以上の所持者または、限定国内競技運転者許可証A所持者の内、J A Fスポーツ資格登録規定第2条2. 8) に該当する者が参加できる。

国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。

- 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にF I Aスーパーライセンスを所持している者。
- 2) 2015年～2016年のG P 2、S Fまたは Formula Renault 3.5 Series において、シリーズランキング上位8位までの者。

第17条 得点基準

1. 全日本選手権の得点は、所定の書式によりあらかじめJ A Fに登録されたドライバー、チームおよびエンジンチューナーを対象とする。
2. 得点の基準および複数の者が同一の得点を得た場合の上位者の決定方法は、各部門の選手権統一規則でこれを定める。

第3章 地方選手権

第18条 参加できる車両

1. F 4 :

当該年のJ A F国内競技車両規則に定めるフォーミュラ4 (F 4) とし、本選手権に使用するタイヤは、J A Fの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

3. F I A-F 4 :

当該年のF I A国際競技規則付則J項に定めるF I A-F 4 とし、本選手権に使用するタイヤは、J A Fの承認のもとでプロモーターまたはオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

3. S-F J :

当該年のJ A F国内競技車両規則に定めるスーパーF J (S-F J) とし、本選手権に使用するタイヤは、J A Fの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

4. ツーリングカー :

オーガナイザーからの申請に基づきJ A Fが承認した技術規則に定める車両とする。

第19条 ドライバーの参加資格

1. F4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。

- 1) 過去のレース出場実績が3回以上。
- 2) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
- 3) 過去にレースの出場実績が1回で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
- 4) JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。

2. FIA-F4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2014年～2016年にGP2、SF、F3のいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3. S-FJ

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2014年～2016年にGP2、SF、F3のいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4. ツーリングカー

国内競技運転者許可証A以上の所持者が参加できる。

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分（赤旗による中断時間は除く）とする。
2. 公式予選は、少なくとも決勝レーススタートの2時間前までに終了していなければならない。
3. ただし、競技会審査委員会がやむを得ない状況であると判断した場合は、この限りではない。
4. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。ただし、FIA-F4は、当該公式予選で達成された1位のタイムの110%以内とする。

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FIA-F4については、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)

ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%(小数点以下切捨て)以上の周回数を走行していなければならない。

● 得点基準表 (F4、S-FJ、ツーリングカー)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

得点基準表 (FIA-F4)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	18点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	2点	1点

2. ドライバーは、選手権レースによって異なった車両で参加しても、その車が当該部門の参加車両の規則に合致していれば、年間を通してその部門の得点は加算される。
3. ドライバーは、複数の選手権レースに出場して得た得点のうちから、高得点順に次項に定めるレース数の得点を合計して選手権得点とすることができる。
4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。

1) F4およびS-FJ :

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80%(小数点以下四捨五入)とする。

2) FIA-F4 :

選手権レースとして成立した当該部門のすべてのレースとする。

3) ツーリングカー :

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の70%(小数点以下四捨五入)とする。

ただし、開催された当該部門のレースの合計数が5回に満たない場合、開催された当該部門のレースのすべてが選手権得点の対象となる。

5. 同一部門で、複数のドライバーが同一の選手権得点を得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。

- 1) 有効得点(上記4.による選手権得点の対象レースで得た得点)の範囲内で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。

- 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。

- 3) 上記1)および2)の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦に

おける得点をもって決定する。

最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

第 22 条 本規則の施行

本規則は、2017年1月1日より施行する。

以上

2017年日本ラリー選手権規定

第1章 総則

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、2017年（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めたドライバーおよびナビゲーター（ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。）の榮譽をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。

第2条 日本ラリー選手権の区分

本選手権は次の通り区分し、それぞれにドライバー部門およびナビゲーター部門を設ける。

- ・全日本ラリー選手権（以下「全日本選手権」という。なお、英語表記は Japanese Rally Championshipとする。）
- ・地方ラリー選手権（以下「地方選手権」という。）

第3条 タイトル

JAFは、国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定および本規定に基づいて組織し、開催されるラリー競技会のうちから、第2条に基づき次の2タイトルを付す。

ただし、競技会終了後、選手権競技としての要件を満たさなかったと判断した場合、JAFは当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

1. 全日本選手権として申請された国内格式以上の競技会のうちから、3戦以上10戦以内を「全日本ラリー選手権競技会」として認定する。認定を受けようとするオーガナイザーは、カレンダー登録申請締切日前にJAFによって開催される「全日本ラリー選手権カレンダー登録申請に係る説明会」に出席すること。

※開催日時、開催場所等の詳細は別途公示される。

2. 各地域から地方選手権として申請された準国内格式以上の競技会のうちから3戦以上10戦以内を当該地域の「地方ラリー選手権競技会」として認定する。

第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立

1. 選手権クラスの成立

全日本選手権は、各クラス5台以上のレッキ受付台数を以て、選手権クラスとして成立する。

地方選手権は、各クラス3台以上の参加出走台数を以て、選手権クラスとして成立する。

2. 選手権競技会の成立

全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、選手権競技会として成立する。

なお、全日本選手権と地方選手権が併催される場合は、全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、それぞれ選手権競技会として成立する。

3. 選手権シリーズの成立

全日本選手権、地方選手権のいずれも選手権として成立した競技会数3戦以上を以て、選手権シリーズとして成立する。

第5条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のラリーには、次の規則、規定が適用される。

- 1) 国際モータースポーツ競技規則およびその付則
- 2) 国内競技規則およびその付則
- 3) 本選手権規定
- 4) 競技会特別規則

2. 全日本選手権のラリーには、前項の規則、規定のほか、別に定める「全日本ラリー選手権統一規則」が適用される。

第2章 全日本選手権

第6条 競技形式および走行距離

1. 競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。ただし、J A F が特に認めた場合はこの限りではない。

2. スペシャルステージの総走行距離は50km以上設定されていること。

3. やむを得ない理由により競技が短縮された場合において、それまでに終了したスペシャルステージの総距離が30kmを超えており、かつ競技会審査委員会が適当と認めた場合、当該競技会は選手権として成立したものとする。

第7条 参加車両

当該年のJ A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、4点式以上のF I A 公認安全ベルトを装備していること。

1. R R :

ラリーR R 車両。

2. RN :

ラリーRN車両。

3. RJ :

ラリーRJ車両。自動車製造者が当該車両（同一車両型式）の生産を中止（終了）した10年後の当該年末まで資格を有する。

4. RPN :

ラリーRPN車両。同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。

5. AE :

ラリーAE車両。

第8条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス1 (JN-1)	気筒容積が1600cc以下の2輪駆動のRPNおよびAE（気筒容積別区分なし）。
クラス2 (JN-2)	気筒容積が1600ccを超え2000cc以下の2輪駆動のRPN。
クラス3 (JN-3)	気筒容積が1500cc以下の2輪駆動のRN、RJ。
クラス4 (JN-4)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下のRN、RJ。
クラス5 (JN-5)	気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のRN、RJ、およびRR（気筒容積別区分なし）。
クラス6 (JN-6)	気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のRN、RJ。

第9条 参加資格

全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2) 得点係数

クラス別得点には、実際に行われたスペシャルステージの総距離および路面に従って以下の係数を乗じる。なお、小数点以下の得点もすべて有効とする。

スペシャルステージの距離	ターマック	グラベル
50km～100km未満	1.0	1.2
100km～150km未満	1.2	1.5
150km以上	1.5	2.0

なお、第6条3.により選手権として成立した場合には、いずれも係数は0.8とする。

3) デイ別得点

選手権として成立した各競技の各デイにおける第8条に定めるクラス別の順位に従って上位3位のドライバーおよびナビゲーターに対し、デイ毎に下記の表による得点を与える。

なお、当該得点には、上記2)の得点係数は乗じない。

順位	1位	2位	3位
得点	3点	2点	1点

2. 選手権順位の決定

- 1) 選手権として成立した競技会数が8戦以上の場合は高得点順に7戦を、7戦以下の場合は全戦を得点合計の対象とする。
- 2) 上記1)に従って各競技者のクラス別得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別選手権順位を決定する。JAFは、このクラス別選手権順位において第1位となったものを、クラス選手権者として認定する。
- 3) 上記2)において、クラス別得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 4) 上記3)によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 5) 上記4)によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。
 - (1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に全日本選手権競技に出場した回数の多い順に順位を決定する。

- (2) 上記(1)以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第11条 競技会事務局の設置

全日本選手権競技会を開催するオーガナイザーは、競技会特別規則書に記載された参加受付日から競技会終了までの間事務局を設置し、かつ担当の事務局員1名以上を常駐させなければならない。

第3章 地方選手権

第12条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRR車両、RN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両とする。

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJ車両規定に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクターについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

1. クラス毎にエアリストリクターの装着を義務づけること、または任意とすること。
2. エアリストリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm（外径39mm未満）を設定すること。
3. 第7条参加車両2.2)による年次制限を設定すること。

第13条 クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記1. または2. のいずれかの方法によりクラス区分される。

1. 全日本選手権と同クラス区分
2. 開催地域別に任意に設定されるクラス区分：

次の1)～3)の要件すべてを満たすことにより、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、1)～3)の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記1. の全日本選手権と同一クラス区分とする。

- 1) クラス区分は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章一般規定第5条に基づき、最大6区分以内とすること。
- 2) 当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得

ること。

- 3) 上記1) および2) について、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請すること。

第14条 参加資格

1. 地方選手権に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後1年以上経過していただなければならない。
2. 地方選手権の地域区分は、下記の5地区に分割する。
 - JAF北海道ラリー選手権 : 北海道
 - JAF東日本ラリー選手権 : 青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
 - JAF中部・近畿ラリー選手権 : 静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山
 - JAF中四国ラリー選手権 : 岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛
 - JAF九州ラリー選手権 : 福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
3. 各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区内にすべての行程が設定されなければならない。

第15条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績により、第13条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2. 選手権順位の決定

- 1) 選手権として成立した競技会が7戦以上の場合は高得点順に6戦を、6戦以下の場合は全戦を得点合計の対象とする。
- 2) 上記1) に従って各競技者の得点を合計し、その合計得点が多い順

にクラス別の選手権順位を決定する。J A Fは、この選手権順位において第1位となったものを、当該地区における各クラスの選手権者として認定する。

- 3) 上記2)において、得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 4) 上記3)によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 5) 上記4)によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。
 - (1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に当該クラスの地方選手権競技会に出場した回数の多い順に順位を決定する。
 - (2) 上記(1)以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第4章 一般規定

第16条 ブリーフィング

すべてのクルーおよび競技参加者は、必ずブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

ただし、ブリーフィングを実施しない場合、オーガナイザーはすべてのクルーおよび競技参加者に対する指示事項を公式通知にて発行し、参加確認時に書面にて配付するものとする。なお、当該指示事項に追加／変更を生じた場合には、当該競技会審査委員会の承認のもと再度、公式通知にて発表する。

第17条 保険

1. オーガナイザーは保険に関し、ラリー競技開催規定第6条に定める措置を講じること。
2. オーガナイザーは上記1.の保険に加え、当該競技会の参加者に対して傷害保険を付保すること。ただし、参加者自身が傷害保険（または共済等）に加入しており、かつその事実が書面等の確実な手段によって証明される場合はこの限りではない。

第18条 参加申し込み者に対する参加拒否

オーガナイザーは国内競技規則により、参加者に対して理由を示すことなく参加を拒否することができるが、この場合3日以内に当該理由を付してJ A Fに報告しなければならない。

第19条 選手権競技の延期、中止、非開催

1. オーガナイザーは、選手権競技会の延期、または開催不能の場合、その開催予定日の2ヵ月前までに、J A Fにその理由を付して届け出を行い承認を受けたうえ、必要な公示を行わなければならない。
2. 正当な理由なく、認定された選手権競技会を延期もしくは中止した場合、または当該競技会を開催しなかった場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。
またJ A Fは、組織許可申請以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第20条 競技規則違反

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定された競技者は、当該年の全得点が無効となる場合がある。
2. オーガナイザーに規則違反または著しい競技運営の不備があったとJ A Fが判断した場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

第21条 オブザーバーの派遣

1. J A Fは、選手権競技会の運営状況を確認するため、必要に応じてオブザーバーを派遣し、その報告に基づき必要な措置を講じることができる。
2. 翌年に新たな全日本選手権競技会（申請時点で当該年の全日本選手権カレンダーに登録されていない競技会）の開催を計画しているオーガナイザーは、カレンダー申請前に候補競技会（原則として地方選手権競技会であること）の運営状況についてオブザーバーによる確認を受けていなければならない。
3. 過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に全日本選手権競技会を開催した実績のあるオーガナイザーは、上記2. は適用されない。

第5章 規則の施行

第22条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合は、J A Fにおいて、その処置を決定する。

第23条 本規定の施行

本規定は、2017年1月1日から施行する。

ただし、第3条1. については2016年7月28日から施行する。 以上

2017年JAF国内カート競技車両規則（改正概要）

第1条～第14条（略）

第15条 ブレーキ

すべてのクラスを通じて、少なくとも双方の後輪に同時に作動する有効な足踏式ブレーキを備えなければならない。ブレーキは、ドラムまたはディスク型のいずれでもよい。

連結するワイヤーおよびロッドは2重にすることが推奨される。

手動操作フロントブレーキは、カテゴリFCでの装着が禁止される。

以下のクラスはフロントブレーキの装着が禁止される。

OK、KF3、OK-Junior、FP-Jr、
FP-JrCadets、FP-2、FP-3

ブレーキディスクがシャシーフレームのメインチューブより下方に突出している場合、有効なリアブレーキディスク保護パット（テフロン、ナイロン、デルリン、カーボンファイバー、ケブラーまたはリルサン製）がSuperkartを除く全てのカテゴリに推奨される。この防護物は、シャシーの縦方向でディスクに対して側面、またはディスク下方に位置していなければならない。

Superkartにおいては、ワイヤー作動式のブレーキ装置は禁止され、ブレーキライトが推奨される。

第16条～第25条（略）

第26条 ホイールおよびタイヤ

1. ホイールおよびタイヤ

1) ホイールは空気入りタイヤ（チューブ付きまたはチューブレス）を備えていなければならない。その数は4個とし、ドライバーが搭乗した場合にタイヤ以外の部分が地面に接触してはならない。

2) ホイールの取り付けは、ロックナット等による安全な方法によらなければならない。

3) 寸法は次の通りとする。

①リムの直径は最大5インチとする。ただしクラスFCおよびSuperkartのリムの直径は6インチまで認められる。

②フロントタイヤの外側直径は最大28cmとし、リアタイヤの外側直径は最大30cmとする。

③タイヤを付けた後車輪の最大幅は21.5cmとし、前車輪の最大幅は13.5cmとする。

ホイールを車軸に取り付ける場合、スプリットピン、またはセルフロックナット、またはサークリップのような安全なロックシステムを有していなくてはならない。すべてのカテゴリでリトルドタイヤの使用、スリックタイヤとレインタイヤを組み合わせた使用および「ラジアル」タイヤや「非対称」タイヤの使用は禁止され、いかなる手段でタイヤを熱することも、化学物質でタイヤを処理することも禁止される。

4) タイヤが制限される特定の車両クラスは別途定める付則「指定カートタイヤについて」によって指定されたタイヤを使用しなければならない。

①KF3、KF2、OK、OK-Junior、Superkart：CIK-FIA公認タイヤの使用が義務付けられる。

②JAF指定タイヤの使用が義務付けられるクラス：

FP-Jr、FP-JrCadets、FP-2、FP-3

CIK-FIA公認タイヤ以外のJAF指定タイヤについてはフロントタイヤに関する寸法規定は適用されない。

5) ~2. (略)

第27条~第52条 (略)

第53条 本規則の施行

本規則は、2017年1月1日より施行する。

以上

2017年日本カート選手権規定

第1章 総則

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は2017年（以下「当該年」という。）のカート競技会において優秀な成績を収めた者の榮譽をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。

第2条 日本カート選手権の区分

日本カート選手権は次の通り区分される。

1. 全日本選手権
2. 地方選手権
3. ジュニア選手権

※全日本選手権およびジュニア選手権については夫々の地域シリーズ終了後、最終競技会として東西統一競技会を開催する。

第3条 日本カート選手権の部門

日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。

1. 全日本選手権

全日本選手権は以下の2部門に区分する。

- 1) OK部門
- 2) フォーミュラスーパー125（FS-125）部門

2. 地方選手権

地方選手権は以下の5部門に区分する。第1種コースで開催される1つのシリーズ（第38条の2「競技の構成」参照）は3部門以内、第2種コースで開催される1つのシリーズ（第38条の2「競技の構成」参照）は1部門で構成される。

- 1) フォーミュラピストン2（FP-2）部門
- 2) フォーミュラピストン3（FP-3）部門
- 3) フォーミュラスーパー4（FS-4）部門
- 4) フォーミュラスーパー125（FS-125）部門
- 5) フォーミュラC-2（FC-2）部門

3. ジュニア選手権

ジュニア選手権は以下の2部門に区分する。

- 1) フォーミュラピストンジュニア（FP-Jr）部門
- 2) フォーミュラピストンジュニアカデット（FP-Jr Cadets）部門

第4条 日本選手権競技の走行距離または時間

区分	部門	走行距離または時間（各ヒートの合計）	
		最短	最長
全日本選手権	<u>OK</u>	30 kmまたは30分	90 kmまたは90分
	FS-125	〃	〃
地方選手権	FP-2	30 kmまたは30分	50 kmまたは50分
	FP-3	〃	〃
	FS-4	〃	〃
	FS-125	〃	〃
	FC-2	〃	〃
ジュニア選手権	FP-Jr	30 kmまたは30分	50 kmまたは50分

	F P - J r C a d e t s	2 0 k m または 2 0 分	4 0 k m または 4 0 分
--	--------------------------	-------------------	-------------------

第5条 選手権競技の成立要件

第3条に規定する部門毎にそれぞれ5台以上の車両の出走をもって成立とする。5台に満たない場合は、第6条に定める選手権得点は与えられない。

第6条 得点基準

日本カート選手権として認定された各競技会において、第3条に規定する部門毎に第2章全日本選手権、第3章地方選手権または第4章ジュニア選手権で定める基準により得点が与えられる。

第7条 選手権保持者の認定

J A F は第6条に基づき各選手権の各部門で最高得点を得た者を当該部門の選手権保持者として認定する。複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。

1. 有効得点の中で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
2. 上記1の回数も同一の場合、当該部門の最終戦（全日本選手権 F S - 1 2 5 部門およびジュニア選手権（F P - J r Cadets部門コースシリーズを除く）においては東西統一競技会をいう。）で上位順位を得た者を上位とする。

なお、当該部門の最終戦に参加しなかった場合は、有効得点のうち最終戦により近い競技会において高得点を得た者を上位とする。

3. 上記1および2の方法によっても結果が出ない場合は、同順位とする、ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

例) 2位が複数の場合：1位、2位、2位、4位

第8条 賞の授与

日本カート選手権保持者として認定された者に対して、J A F が別に定めた「J A F モータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第9条 選手権の認定

全日本選手権は国内格式以上、地方選手権は準国内格式以上、ジュニア選手権競技会は準国内格式以上とし、夫々の選手権として申請された競技会の中から J A F が認定したものに対してのみタイトルの使用が許可される。

J A F は競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会を選手権から除外する場合がある。

第10条 カレンダー登録

日本カート選手権競技会のカレンダー登録は、別に定める「J A F カートカレンダー登録規定」による。

第11条 組織許可

J A F は、オーガナイザーが本規定および J A F による付帯条件等を遵守することを条件として、日本カート選手権競技の組織許可を与える。

第12条 組織許可申請の手続き

日本カート選手権競技会のカレンダー登録が認められた者は、開催日の2ヵ月前までに所定の書式により当該競技会の組織許可申請書類を J A F に提出すること。

第13条 参加者名簿の J A F への提出

オーガナイザーは、国内競技規則 4 - 2 8 に基づき競技会開催日の7日前までに参加者名簿の写しを J A F に提出すること。

第14条 J A F オブザーバーの派遣

日本カート選手権競技会にはJAFからオブザーバーを派遣する場合がある。

第15条 参加台数の制限

日本カート選手権競技会の参加台数は、当該競技開催場所のパドック、駐車場の面積によりJAFが参加台数を制限する場合がある。

第16条 参加申込の拒否

オーガナイザーは、国内競技規則4-19に基づき、参加申込の拒否を行った場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告すること。

第17条 日本選手権競技の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、日本カート選手権競技会を延期または中止とする場合、開催予定日の2ヵ月前（天災地変またはこれに準ずる理由があるときを除く）までに、JAFに理由を付して届出を行い、承認を受けたうえ、必要な公示を行うこと。

正当な理由がなく、認定された日本選手権競技を中止または開催を行わなかったオーガナイザーに対しては、次年度の日本選手権競技の開催を認めない。

第18条 規則違反

1. 日本カート選手権競技に適用される規則に違反した者に対し、JAFは罰則を課する場合がある。
2. 年齢、ライセンス等、出場資格に制限のある日本カート選手権競技で、その資格に違反してエントリーしたことが競技会開始後に判明したドライバーについて、JAFは当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。

第19条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本規定を適用できない場合はJAFがその処置を決定する。

第2章 全日本選手権

第20条 適用規則

全日本選手権競技は、JAF国内カート競技規則とその付則、本規定、全日本カート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. OK部門：
JAF国内カート競技車両規則第46条に定めるOK車両とする。
2. FS-125部門：
JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるFS-125車両とする。

第22条 ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域および参加部門は何れかの地域ならびに部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

1. OK部門：
 - 1) 国際Bドライバーライセンス以上の所持者。
 - 2) 国際Cおよび国内Aドライバーライセンス所持者については、下記の何れかの実績を満たす者。
 - (1) 当該年の前年の全日本選手権のKF部門に出場した実績のある者。
 - (2) 過去の全日本選手権SuperKF部門、KF1部門あるいはKF部門で、年間総合順位が10位以内であった者。

(3) 当該年の前年の全日本選手権FS-125部門で、年間総合順位が10位以内の者。

(4) JAFによって特に認められた者（海外での実績等）。

2. FS-125部門：

1) 国内Aドライバーライセンス以上の所持者

2) ジュニアAまたはジュニア国際ドライバーライセンス所持者（満14歳以上または当該年に満14歳となる者）で、下記の何れかの実績を満たし、かつJAFによって特に認められた者。

(1) 当該年の前年の地方選手権シリーズ（地域・コース）のFS-125部門で5位以内となった者。

(2) 当該年の前年のジュニアカート選手権シリーズのFP-Jr部門で1位となった者。

3. 東西統一競技会（東西統一競技会の構成については、第27条2「競技の構成」参照）FS-125部門：

1) 当該年の東地域、西地域（第27条1「地域区分」参照）夫々で開催された全日本選手権の地域シリーズ競技会の何れかの部門に出場した実績を有する者。

2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

第23条 開催資格

全日本選手権を開催するオーガナイザーは、以下の条件を満たしていること。

1. カレンダー登録申請締切日前にJAFによって開催される「全日本カート選手権カレンダー登録申請に係る説明会」に出席すること。

※開催日時、開催場所等の詳細は別途公示される。

2. カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を5回以上（内1回以上の国内格式競技会を含む）開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは公認カートコース団体とする。

第24条 開催場所

全日本選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。KF部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。

1. 全長：800m以上

2. 走路の幅員：7～12m

3. スタート/フィニッシュラインが設定される直線路：100m以上

4. 2つの走路区域の間：6m以上

第25条 申請と認定

1. 全日本選手権は、原則として1コース1競技会開催とする。

2. JAFは、全日本選手権OK部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。

3. JAFは、全日本選手権FS-125部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。

4. OK部門最終競技会およびFS-125部門東西統一競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。

第26条 審査委員会の認定

全日本選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名はJAF派遣とする。

第27条 開催地域区分と競技の構成

1. OK部門

1) 地域区分：設けない。

2) 競技の構成：OK部門は1競技会2レース制とする。

2. FS-125部門

1) 地域区分：東地域および西地域の2つの地域シリーズとして区分する。

東西統一競技会は、2つの地域シリーズ終了後、開催される。

東地域： 北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉

西地域： 静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

2) 競技の構成：1競技会1レース制とする。

第28条 得点基準

各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、競技会出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限される。

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第21条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

- OK部門、FS-125部門得点基準表は表b①と②による。
- FS-125部門東西統一競技会の得点は得点基準表b①の1.5倍とする。
- OK部門シリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレース数の75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。
得点対象となるレースがOK部門においては6回に満たない場合は、全得点を合算する。
- FS-125部門のシリーズの順位は各地域での競技会および東西統一競技会で獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。
得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表b (OK/FS-125部門)

①決勝結果成績に付す得点

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

②予選結果成績に付す得点 (10位まで)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第29条 競技番号の指定

前年の全日本選手権の各部門1位から10位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年の全日本選手権の各部門で1位から10位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号となる。

第30条 全日本選手権の成立

- OK部門については、当該年に3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
- FS-125部門については、第27条に定める東・西何れかの地域で当該年に夫々3回以上の競技会が

開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

第3章 地方選手権

第31条 適用規則

地方選手権競技は、JAF国内カート競技規則とその付則、本規定、地方カート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第32条 競技車両

地方選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第1条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. フォーミュラピストン2 (FP-2) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第36条に定めるフォーミュラピストン2 (FP-2) 車両とする。
2. フォーミュラピストン3 (FP-3) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第37条に定めるフォーミュラピストン3 (FP-3) 車両とする。
3. フォーミュラスーパー4 (FS-4) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第40条に定めるフォーミュラスーパー4 (FS-4) 車両とする。
4. フォーミュラスーパー125 (FS-125) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるフォーミュラスーパー125 (FS-125) 車両とする。
5. フォーミュラC-2 (FC-2) 部門：
JAF国内カート競技車両規則第39条に定めるフォーミュラC-2 (FC-2) 車両とする。

第33条 ドライバーの出場資格

地方選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

なお、一つの競技会における同一ドライバーの参加できる部門は一部門のみとする。

1. FP-2/FS-4/FS-125部門
 - 1) 国内Bドライバーライセンス以上の所持者。
 - 2) ジュニアAまたはジュニア国際ドライバーライセンス所持者（満13歳以上または当該年13歳になる者）で、下記の何れかの条件を満たす者。
 - (1) 当該年の前年ジュニア選手権競技会に出場した実績のある者。
 - (2) 参加申込時点において過去12ヵ月以内にクロズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績（ライセンス取得後の実績）のある者。
 - 3) 第38条2. 1) に定める地域シリーズとして開催されるFP-3部門は、満18歳以上の国内Bドライバーライセンス以上の所持者とする。
2. FP-3/FC-2部門
国内Bドライバーライセンス以上の所持者。

第34条 開催資格

地方選手権を開催するオーガナイザーは、下記の何れかの条件を満たした加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

1. カレンダー登録申請時点で過去に単独で制限付格式以上の公認競技会を5回以上開催した実績を有する者。
2. 上記1を満たしていない場合は、過去に全日本選手権競技会を3回以上開催した実績のあるクラブ若しくは団体との共催により開催することをJAFが認めた場合。

第35条 開催場所

地方選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

FC-2部門の開催場所については、第2種カートコース（準国内）に限定する。

第36条 申請と認定

1. FP-2/FP-3/FS-4/FS-125部門
 - 1) 地方選手権 (FP-2/FP-3/FS-4/FS-125部門) は、第38条2に定めるシリーズ毎に第3条2で規定する4部門から、何れか3部門以内をオーガナイザーが選択し、JAFに申請する。
 - 2) JAFは、地方選手権 (FP-2/FP-3/FS-4/FS-125部門) として申請された競技会の中から、東地域、西地域 (第38条1「地域区分」参照) および各カートコース毎に夫々3競技会以上6競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
2. FC-2部門
 - 1) 地方選手権 (FC-2部門) は、第38条2. 2) に定めるシリーズ毎にオーガナイザーが選択し、JAFに申請する。
 - 2) JAFは、地方選手権 (FC-2部門) として申請された競技会の中から、各カートコース毎にそれぞれ3競技会以上6競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。

第37条 審査委員会の認定

地方選手権競技会における審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しJAFの承認を受けた者とする。なお、JAFが特に指名する場合もある。

他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をJAFが承認する。

第38条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分：
 - 1) 東地域： 北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
 - 2) 西地域： 静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
2. 競技の構成：

地方選手権は、次の2つのシリーズから構成される。

 - 1) 地域シリーズ：

地域シリーズは、全日本選手権競技会との併催により、前項1の東地域および西地域の2つの地域シリーズとして構成する。この場合の呼称は、当該地域名 (東地域、西地域) を付す。
 - 2) コースシリーズ：

コースシリーズは、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名を付す。

第39条 得点基準

1. 各シリーズの各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限される。
2. ドライバーは、年間を通じて第38条の異なるシリーズに出場することができる。出場するシリーズ毎に第3条の2に規定する部門を任意に選択することができる。
3. ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第32条の規定に合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで

30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

FP-2/FP-3/FS-4/FS-125/FC-2部門：

得点基準は表bによる。

得点合計の対象となる競技会は、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門競技会の合計数の80%（小数点以下四捨五入）とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。

ただし、開催された競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催されたシリーズ毎の当該部門競技会のレースのすべてが得点合計の対象となる。

表b (FP-2/FP-3/FS-4/FS-125/FC-2部門)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第40条 競技番号の指定

前年の当該地域の地方選手権の各部門1位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。同競技番号は、シリーズ1位を得た地域ならびに当該部門でのみ使用が認められ、他地域ならびに他部門での使用は認められない。

なお、前年1位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号とする。

第41条 地方選手権の成立

第38条に定める何れかのシリーズで、第32条に定められた各部門の競技会が当該年度で夫々3回以上開催されなければ、当該シリーズは成立しない。

第4章 ジュニア選手権

第42条 適用規則

ジュニア選手権競技は、JAF国内カート競技規則とその付則、本規定、ジュニアカート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第43条 競技車両

ジュニア選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第1条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門：

第34条に定めるフォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 車両とする。

2. フォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 部門：

第35条に定めるフォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 車両とする。

第44条 ドライバーの出場資格

ジュニア選手権競技に出場するドライバーは、以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域は東地域または西地域（第49条1「地域区分」参照）何れかに限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

1. フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門

1) ライセンス

ジュニアドライバーライセンス所持者とする。

ただし、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者は、参加申込時点において、以下の何れかの実

績を満たす者。

- (1) ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。
- (2) JAFによって特に認められた者（海外での実績等）。

2) 年齢制限

12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）以上15歳未満の者。

なお、当該年に満15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のフォーミュラピストンジュニア（FP-Jr）部門に出場することが認められる。

3) 東西統一競技会：

- (1) 当該年の東地域、西地域（第49条の1「地域区分」参照）夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会の何れかの部門に出場した実績を有する者。
- (2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

2. フォーミュラピストンジュニアカデット（FP-Jr Cadets）部門

1) ライセンス

ジュニアドライバーライセンス所持者とする。

ただし、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者は、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。

- (1) ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。
- (2) ライセンス取得後JAF公認カートコースにおけるスポーツ走行の経験時間が20時間以上あり、その証明を有する者。
- (3) JAFによって特に認められた者（海外での実績等）。

2) 年齢制限

10歳（10歳の誕生日を迎える当該年）以上13歳未満の者。

なお、当該年に13歳に達しても、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。

- 3) 出場できる地域シリーズは、東地域または西地域（第49条の1「地域区分」参照）の何れかに限定され、シリーズの途中で変更することはできない。ただし、地域シリーズとコースシリーズに重複して出場することは認められる。

4) 東西統一競技会：

- (1) 当該年の東地域、西地域（第49条の1「地域区分」参照）夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会、またはコースシリーズ競技会に出場した実績を有する者。
- (2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

第45条 開催資格

ジュニア選手権を開催するオーガナイザーは、カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を5回以上（内1回以上の国内格式競技会を含む）開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

第46条 開催場所

ジュニア選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

第47条 申請と認定

1. ジュニア選手権は、コースシリーズとして開催されるフォーミュラピストンジュニアカデット（FP-Jr Cadets）部門を除き、原則として1コース1競技会開催とする。
2. JAFはジュニア選手権としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域および各カートコース毎に夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. ジュニア選手権東西統一競技会の開催は、原則として、全日本選手権東西統一競技会との併催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。

第48条 審査委員会の認定

コースシリーズを除くジュニアカート選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審

査委員1名はJAF派遣とする。

ただし、コースシリーズにおける審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しJAFの承認を受けた者とする。なお、JAFが特に指名する場合もある。他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をJAFが承認する。

第49条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分：

- 1) 東地域： 北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
- 2) 西地域： 静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 競技の構成：

ジュニア選手権は、次の2つから構成される。

1) 地域シリーズ：

地域シリーズは、前項1. の東地域および西地域の2つの地域シリーズとして構成する。

東西統一競技会は、上記の選手権競技会終了後、開催される。

2) コースシリーズ：（FP-Jr Cadets部門のみ）

コースシリーズ、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名を付す。

第50条 得点基準

1. 選手権競技会として認定された各競技会において、出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限され、下表bの通り得点が与えられる。
2. ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第43条の規定に合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。
3. 東西統一競技会の得点は得点基準表bの1.5倍とする。
4. 地域シリーズの順位は東・西夫々の地域における得点および東西統一競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。
5. コースシリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表a（得点対象）

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

表b

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第51条 競技番号の指定

本年度のジュニア選手権各部門各シリーズ1位から10位の者に対して、翌年も本ジュニア選手権の同一部門同一シリーズに出場する場合には、順位と同一の競技番号を与える。

第52条 ジュニア選手権の成立

1. 地域シリーズについては、第49条1に定める東・西何れかの地域で、第3条3に定めるフォーミュラピストンジュニア（F P - J r）部門、フォーミュラピストンジュニアカデット（F P - J r C a d e t s）部門毎に、競技会が当該年度に夫々3回以上開催されなければ、その部門のジュニア選手権は成立しない。
2. コースシリーズについては、競技会が当該年度に3回以上開催されなければ、その部門の当該ジュニア選手権は成立しない。

第53条 本規定の施行

本規定は、2017年1月1日より施行する。

以上

J A F スポーツ資格登録規定の一部改正

第1章 総 則 ～

第4章 公認審判員許可証 略

第8条 公認審判員 ～

第9条 公認審判員許可証の分類および有効である競技会 略

第10条 公認審判員許可証の新規申請

新たに公認審判員許可証を申請する者は、次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入して J A F 各地方本部事務局あて提出するものとする。

1. 略

2. B 2 級への新規申請

1) 国際競技運転者許可証 (A、B、C、R (C レース除外)) の所持者。ただし、コース委員に限る。

2) J A F 加盟、公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

*ただし、2) の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項を漏れなく記入の上、写真1枚を添付し J A F の各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

3. A 2 級への新規申請

1) 国際競技運転者許可証 A、B、C の所持者。ただし、コース委員に限る。

2) J A F 公認クラブおよび公認団体の代表者の推薦を受けた者。

*ただし、2) の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項を漏れなく記入の上、写真1枚を添付し J A F の各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

第11条 公認審判員許可証の上級申請 ～

第5章 エキスパート・ライセンス 第18条 略

第6章 本規定の施行

第19条 本規定の施行

本規定は、2016年11月1日より施行する。

以上

2017年FIA国際スポーツカレンダー登録申請一覧

2016年8月1日現在

No.	開催日	競技会の名称	オーガナイザー	格式	開催場所
1	2/2~5	2017 FIA International Rally 2017年JAF東日本ラリー選手権第 戦 Rally of Tsumagoi (Grp. A, N)	AG.MSC 北海道 JAC	国際	群馬
2	4/7~9	2017 SUPER GT Round 1 岡山 GT 300KM レース (JAF-GT, FIA-GT3)	(株)岡山国際サーキット AC (株)GTアソシエーション	国際	岡山国際
3	4/14~16	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 鈴鹿サーキット (SF)	GSS SMSC (株)ヒューリック	国際	鈴鹿
4	5/2~4	2017 SUPER GT Round 2 富士 GT 500 km レース (JAF-GT, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C (株)GTアソシエーション	国際	富士
5	5/19~21	2017 SUPER GT Round 3 SUPER GT IN KYUSHU (JAF-GT, FIA-GT3)	APC (株)オートポリス (株)GTアソシエーション	国際	オートポリス
6	5/26~28	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 岡山国際サーキット (SF)	(株)岡山国際サーキット AC	国際	岡山国際
7	6/8~11	2017 FIA International Rally 2017年JAF全日本ラリー選手権第 戦 モンテレー2017 in 嬬恋 (Grp. A, N, R, RJ)	AG.MSC 北海道 JAC	国際	群馬
8	7/14~16	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 富士スピードウェイ (SF, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C	国際	富士
9	7/21~23	2017 SUPER GT Round 4 300KM レース (JAF-GT, FIA-GT3)	(株)菅生 SSC (株)GTアソシエーション	国際	スーパーラント SUGO
10	8/4~5	FIA ALTERNATIVE ENERGIES CUP ソーカレース鈴鹿 2017 (ソーカ)	(株)ヒューリック JAF	国際	鈴鹿
11	8/4~6	2017 SUPER GT Round 5 富士 GT 300 km レース (JAF-GT, FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C (株)GTアソシエーション	国際	富士
12	8/18~20	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 ツインリンクもてぎ (SF)	(株)ヒューリック M.O.S.C.	国際	ツインリンク もてぎ
13	8/25~27	2017 SUPER GT Round 6 第46回インターナショナルSUZUKA1000km (JAF-GT, FIA-GT3)	KSCC SMSC (株)ヒューリック	国際	鈴鹿
14	①9/1~3 ②9/8~10	2017 FIA世界ツーリングカー選手権 (FIA-S2000)	(株)ヒューリック M.O.S.C.	国際	ツインリンク もてぎ
15	9/8~10	2017年全日本スーパーフォーミュラ選手権 オートポリス (SF)	APC (株)オートポリス	国際	オートポリス
16	9/15~17	2017 FIA アジアパシフィックラリー選手権 Rally Hokkaido (Grp. A, N, RJ)	AGMSC 北海道	国際	北海道

17	9 / 22 ~ 24	2017 年全日本スーパーフォーミュラ選手権 スポーツランドSUGO (SF)	(株)菅生 SSC	国際	スポーツランド SUGO
18	10 / 6 ~ 8	2017 F I A フォーミュラ 1 世界選手権シリーズ 日本グランプリ (F1)	SMSC	国際	鈴 鹿
19	①10/13-15 ②10/20-22 ③10/6-8	2017 F I A 世界耐久選手権シリーズ 6 hours of FUJI (LMP-1, LMP-2, GT Endurance)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C	国際	富 士
20	11 / 3 ~ 5	2017 年全日本スーパーフォーミュラ選手権 第16回 J A F 鈴鹿グランプリ (SF)	NRC SMSC (株)ヒリアント	国際	鈴 鹿
21	11 / 10 ~ 12	2017 SUPER GT Round 8 MOTEGI GT GRAND FINAL (JAF-GT, FIA-GT3)	(株)ヒリアント M.O.S.C. (株)GTアソシエーション	国際	ツインリンク もてぎ
22	12 / 1 ~ 3	2017-18 Asian Le Mans Series (LMP2, LMP3, GTE, NE)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C	国際	富 士

「競技会名称」欄に記載されている () 内の記号は、競技車両を指します。

2017年全日本ジムカーナ選手権カレンダー一覽

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	3月25日 ～3月26日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第1戦	チームシェイクダウン (株)モビリティランド	ツインリンクもてぎ 南コース	C
2	4月22日 ～4月23日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第2戦 オールジャパンジムカーナ イン エビス	奥州ビクトリーサークルクラブ	エビスサーキット 西コース	B
3	5月20日 ～5月21日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第3戦 ALL JAPAN GYMKHANA in 名阪 まほろば決戦	モータリストクラブ レイジィーダブリュエス	名阪スポーツランド Cコース	E
4	6月17日 ～6月18日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第4戦 2017年JMRC北海道ジムカーナシリーズEXラウンド オールジャパンジムカーナ	カースポーツクラブコクピット AG.メンバーズスポーツクラブ北海道	オートスポーツランドスナガワ ジムカーナコース	A
5	7月15日 ～7月16日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第5戦 スーパースラローム IN 久万高原	チームエトワール 瀬戸風モータースポーツクラブ愛媛 ドライバーズクラブルーキー	美川スポーツランド	G
6	8月20日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第6戦 全日本ジムカーナ かむばっく to TAMADA 広島復興祈念	チームフルハウス	スポーツランド TAMADA	F
7	9月9日 ～9月10日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第7戦 とびうめジムカーナフェスティバル in 九州	エーアールシーとびうめ ラリーチームクロスロード	スピードパーク恋の浦	H
8	9月30日 ～10月1日	2017年JAF全日本ジムカーナ選手権第8戦 NRC鈴鹿 BIG ジムカーナ	名古屋レーシングクラブ	鈴鹿サーキット 国際南コース	D

以上

2017年JAFカップオールジャパンジムカーナ

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	11月4日 ～11月5日	2017年JAFカップオールジャパンジムカーナ JMRC全国オールスタージムカーナ IN 中国	チームオレンジオブ岡山 フェリッシュモータースポーツクラブ チームフォーチュン	備北サーキット	F

以上

2017年全日本ダートトライアル選手権カレンダー一覽

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	3月18日 ～3月19日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第1戦 DIRT-TRIAL in NASU	フォレストスポーツクラブ モータースポーツクラブうめぐみ	丸和オートランド那須	C
2	4月15日 ～4月16日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第2戦 RASCAL SPRING TRIAL IN KYUSHU	モータースポーツクラブスカル 福岡モータースポーツクラブ ラリークラブオオイタ	スピードパーク恋の浦	H
3	5月6日 ～5月7日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第3戦 2017年東北ダートトライアル IN KIRIYANAI	モータースポーツクラブあきた	サーキットパーク切谷内	B
4	6月3日 ～6月4日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第4戦 北海道ダートスペシャル in スナガワ	AG.メンバーズスポーツクラブ北海道	オートスポーツランドスナガワ ダートトライアルコース	A
5	7月8日 ～7月9日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第5戦 NOZAWA ダートトライアル	ラリーチームロードナイト ラリーチームはと車	モーターランド野沢	C
6	7月29日 ～7月30日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第6戦 ダートスプリント in 門前	スリーアール	輪島市 門前モータースポーツ公園	D
7	9月2日 ～9月3日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第7戦 スーパートライアル in 今庄	チームシャレット エフオートスポーツクラブ 東濃カースポーツクラブ	オートパーク今庄	D
8	10月7日 ～10月8日	2017年JAF全日本ダートトライアル選手権第8戦 NANO TOPカップ ダートトライアル IN タカタ	カークラブ錦 チームテストスポーツ	テクニクスステージ タカタ	F

以上

2017年JAFカップオールジャパンダートトライアル

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	11月11日 ～11月12日	2017年JAFカップオールジャパンダートトライアル JMRC全国オールスターダートトライアル in 近畿	チームフリート	コスモスパーク	E

以上

お知らせ

2017年全日本ラリー選手権カレンダー 登録申請に係る説明会の開催について

2017年日本ラリー選手権規定第3条に基づき、2017年全日本ラリー選手権の開催を希望するオーガナイザーは、下記要領にて開催される説明会に出席して下さい。

なお、本会議に出席しないオーガナイザーは、2017年全日本ラリー選手権を開催することは認められませんので、ご注意下さい。

記

- 1 日時：2016年8月17日（水）午後2時から
- 2 場所：日本自動車会館14階 JAF-A会議室
（東京都港区芝大門1-1-30）
- 3 出席者：2017年日本ラリー選手権規定第21条の開催実績を有し、
2017年全日本ラリー選手権の開催を希望する加盟または
公認クラブの代表者（または代理人）1名。

以上

2017年全日本カート選手権カレンダー 登録申請に係る説明会の開催について

2017年日本カート選手権規定第23条に基づき、2017年全日本カート選手権の開催を希望するオーガナイザーは、下記要領にて開催される説明会に出席して下さい。

なお、本会議に出席しないオーガナイザーは、2017年全日本カート選手権を開催することは認められませんので、ご注意下さい。

記

- 1 日時：2016年9月7日（水）午後1時30分から
- 2 場所：日本自動車会館14階 JAF-A・B会議室
（東京都港区芝大門1-1-30）
- 3 出席者：2017年日本カート選手権規定第23条2.の開催実績を有し、
2017年全日本カート選手権の開催を希望する加盟または
公認カートクラブ、もしくは公認カートコース団体の代表者
（または代理人）1名。

以上